

# 郡山市健康危機対策本部設置要綱

平成9年7月1日制定

平成27年4月1日一部改正

[保健福祉部保健所総務課]

## (目的)

第1条 この要綱は、腸管出血性大腸菌O157等の感染症（新型インフルエンザ等を除く）、食中毒、飲料水、医薬品等により、市民の生命、健康に重大な影響を及ぼすおそれがある健康危機（以下「健康危機」という。）が発生し、又は発生のおそれがあり、その対策を講じる必要がある場合に、郡山市健康危機対策本部（以下「対策本部」という。）を設置し、健康危機の発生原因の究明、拡大の防止等の措置及び対応の迅速かつ円滑な実施を図り、もってその対策に万全を期することを目的とする。

## (設置)

第2条 対策本部は、健康危機が発生し、又は発生のおそれがあると市長が認めた場合に設置する。

## (所掌事項)

第3条 対策本部は、健康危機の発生又は拡大を防止するため、次に掲げる事項について対策を講じる。

- (1) 情報収集に関すること。
- (2) 原因調査に関すること。
- (3) 二次感染等の拡大防止に関すること。
- (4) 医療機関等関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) 救急搬送体制の確保に関すること。
- (6) 市民に対する広報啓発に関すること。
- (7) 一元的な報道機関への対応に関すること。
- (8) その他必要な措置、対応等に関すること。

## (組織)

第4条 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 対策本部に、特に必要があると認めるときは、特別本部員を置くことができる。
- 3 本部長には市長を、副本部長には副市長、教育長及び水道事業管理者を、本部員には別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 特別本部員は、本部長の要請を受けて派遣される、郡山医師会の医師、郡山警察署及び郡山北警察署の警察官並びに郡山地方広域消防組合の消防職員をもって充てる。
- 5 本部長は、対策本部の事務を総括し、副本部長及び本部員（以下「構成員」という。）を指揮監督する。
- 6 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、あらかじめ本部長が定めるところによりその職務を代理する。
- 7 本部員は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

## (会議)

第5条 対策本部の会議は、本部長が招集し、これを主宰する。

- 2 本部長は、必要と認める場合には、会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

## (解散)

第6条 市長は、対策本部の設置を継続する必要がないと認めたときは、対策本部を解散するものとする。

## (庶務)

第7条 対策本部の庶務は、保健福祉部保健所において処理する。

## (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営並びに対策本部の指揮に属する組織及び

運営に関して必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成9年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年12月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

職 名
総 務 部 長
政 策 開 発 部 長
財 務 部 長
税 務 部 長
市 民 部 長
文 化 ス ポ ー ツ 部 長
生 活 環 境 部 長
保 健 福 祉 部 長
こ ど も 部 長
農 林 部 長
産 業 観 光 部 長
建 設 交 通 部 長
都 市 整 備 部 長
下 水 道 部 長
教 育 総 務 部 長
学 校 教 育 部 長
水 道 局 長
会 計 管 理 者